

ケアハウス青雲の森

重要事項説明書

～法人基本理念～

私達は人として生まれた以上、誰しものが必ず平等に年をとり、老いていきます。その事は避けられない事実であり、現実の事として受け入れるしかないので。朝起きて、顔を洗い、着替えをし、食事をする、夜になったら床について休む、この普通の生活を営むことができなくなって行く老い。

しかし、日常の何気ないことができなくなってしまった人々にも、恋に心を焦がし、仕事に情熱を燃やした時代は、まちがいなくあったのです。身体が利かなくなった高齢者のお世話をするのではなく、私たちの人生の先輩であったひとりの人間に対して、残された人生をいかにその人らしく暮らして頂くことができるのか、を問いつづける事を基本理念とする介護施設をめざします。

胃ろう等の延命治療が、ともすれば、生命の尊重という心地良い言葉に置き換えられていますが、社会福祉法人 青雲の森は、住み慣れた居宅で、寿命がきた時には、家族と共に看取る、普段から主治医との信頼関係を築き、心おだやかに彼岸に旅立たせてあげる、「看取る」という事を理念とし、利用者の方々が最後まで安心して生活ができるよう、お手伝いをさせて頂くことに努めます。



ホームページアドレス:<https://www.web-care.jp/seiunnomori>

あなた(又はあなたの家族)様が入所しようと考えている施設について、契約を締結する前に知っておいていただきたいこと、施設の概要やサービスの内容、入所していただくにあたってご注意していただきたいこと等を次のとおり説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく、ご質問してください。

なお、文中では、あなた様を「入居者」、ご家族様を「家族」と表示しています。ご了承ください。

【1】運営規程の概要

1) 開設者の情報

法人名	社会福祉法人 青雲の森		
法人所在地	〒049-2141 北海道茅部郡森町字駒ヶ岳352番		
連絡先	電話番号 01374-5-2555	ファックス番号 01374-5-2800	
代表者氏名	理事長 益 幸代		
設立年月日	平成10年10月16日		

2) 施設の情報(併設事業所を含む)

施設の種類	軽費老人ホーム			
施設の名称	ケアハウス青雲の森			
施設の住所	〒049-2141 北海道茅部郡森町字駒ヶ岳352番			
最寄り駅	JR 駒ヶ岳駅			
連絡先	電話番号 01374-5-2555	ファックス番号 01374-5-2800		
管理者氏名	施設長 益 息吹			
開所年月日	平成11年7月1日			
施設の形態	軽費老人ホーム(ケアハウス)			
併設事業	通所介護事業所 居宅介護支援事業所		訪問介護事業所 訪問看護事業所	
建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建			
延べ床面積	6241, 52㎡			
設備関係	居室	室数	定員	備考
	個室	68室	68人	
	2人部屋	1室	2人	
	合計	69室	70人	
	デイサービスホール			
	静養室	1室	豊敷	
	食堂	4箇所	各フロアに設置。	
	洗濯室	4箇所	各室に洗濯機2台設置	
	一般浴場	4箇所		
	特別浴場	1箇所	リフト・シャワーストレッチャーあり	
	トイレ	16箇所	一般用9 車椅子用7	
	エレベーター	2基		
	各事務所	4箇所		
	面談室	1室		
	施設長室	1室	応接室	
	理容コーナー			
	売店			
	厨房			
	緊急通報装置等		全ての居室にあり	
	消防用設備等		消火器、自動火災報知・火災通報設備、スプリンクラー	

3) 入所定員

施設の入所定員は、70名とする。

4) 目的及び運営の方針

①目的

社会福祉法人青雲の森が設置運営する、ケアハウス青雲の森(以下「施設」という)は適正な運営及び管理について必要な事項を定め、入居者の生活の安定と充実を確保し施設の円滑な運営を図ることを目的とします。

②運営の方針

* 施設は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の基本理念に基づき、入居者の福祉の万全を期するように配慮し、その者の意思及び人格を尊重し、慈愛と尊敬の精神でサービスを提供するように努めます。

* 入居者が、「いかにその人らしく暮らしていただくことができるか」を問い続ける事を基本理念とする介護施設を目指し、住み慣れた環境で、家族とともに看取るということを理念として、入居者が、最後まで安心して生活ができるように支援いたします。

* 施設は、地域や家族との結びつきを重視し、市町村・高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

5) 従業者の職種、員数、勤務体制及び業務の内容

①従業者の職種、員数、職務内容

職 種	基準 配置人数	実際の 配置人数		職務の内容
施設長	1名	常勤	1名	施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、業務を統括する。
生活 相談員	1名	常勤	1名	入居者の生活全般についての相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行う。
介護職員	2名	常勤	2名以上	入居者に対して必要な生活支援等に従事する。
		非常勤		
栄養士	1名	常勤	1名	献立の作成・栄養量の計算・調理上の衛生管理・調理員への指揮監督に従事する。
調理員	4名	常勤	4名以上	給食調理、および配膳に関することに従事する。
		非常勤		
事務員	1名	常勤	1名以上	会計業務及び施設運営に必要な総務業務全般等に従事する。
		非常勤		

6) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
相談・助言	随時対応いたします。
安否確認又は 状況把握	1日1回以上の安否確認、また随時の状況把握をいたします。
食事の提供及び 栄養管理	① 管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。 ② 食事の介護は、原則として行いません。介護保険サービスの理由により、対応いたします。 ③ 食事の場所は、原則として食堂とします。ただし、体調不良等の理由により居室での食事を希望する場合は相談に応じます。 [食事時間] 朝食7:30～ 昼食12:00～ 夕食17:00～
入浴 [入浴時間] 午前10時00分から 午後5時まで	入居者に対する個別の入浴介助は行いません。ただし、介助を必要とする状態となった場合は、各種介護保険サービスにより入浴の援助を受けることができるよう、施設は迅速な対応をいたします。
健康管理の供与	健康診断等を受ける機会を提供いたします。また、インフルエンザ・新型コロナウイルス、肺炎球菌ワクチン等の接種機会の確保に努めます。
緊急時の対応	入居者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行います。また、関係機関への連絡とともに、届出のあった緊急連絡先にも速やかに連絡いたします。
自主活動及び クラブ活動・行事	クラブ活動の支援や、地域行事への参加、また、デイサービスセンターと協力した行事の実施等の余暇活動を行います。

※ 入浴、排せつ又は食事の介護、および各居室の洗濯・掃除等の家事の供与は、施設では行っておりません。(各種介護保険サービスをご利用いただけます。)

7) 利用に当たっての留意事項

面会時間、面会方法等	面会時間は、午前9時00分～午後5時00分です。 ※面会時には、玄関窓口にて必要事項をご記入いただきます。 ※防犯対策、また感染症予防の対策の一環として、面会を制限したり、お断りする場合がございますので、その際はご了承ください。
外出・外泊	外出や外泊される場合は、あらかじめケアハウス事務所までお申し出ください。
喫煙	施設敷地内での喫煙は、禁止とします。
飲酒	個人の嗜好を尊重しますが、節度を持ってお願いします。転倒のリスクが高い場合等は、主治医や家族と相談させていただきます。
火気の取扱い	防火管理上、原則禁止とします。
営利行為、宗教・政治活動等	営利行為、宗教・政治活動の他、他の入居者やその家族等に迷惑がおよぶ行為・活動は一切禁止とします。

8) 利用料の徴収

利用料は前払いを原則とし、翌月分の利用料を毎月25日までに納付をお願いします。

9) 緊急時等における対応方法

入居者に病状の急変が生じた場合等は、速やかにあらかじめ定めている主治医または協力医療機関への連絡や必要な措置を講じます。

また、入居者があらかじめ指定する緊急連絡先(p7記載の連絡先)にも連絡いたします。

※協力医療機関

- | | |
|--------------|---------|
| ①野畔の花クリニック | 内科・整形外科 |
| ②函館野畔の花クリニック | 内科 |
| ③江端整形外科医院 | 整形外科 |
| ④吉田眼科病院 | 眼科 |
| ⑤いわしま歯科医院 | 歯科 |

10) 非常災害対策

- ① 当施設では、次の者を非常災害対策に関わる担当者(防火管理者)として、非常災害対策に関する取り組みを行っています。

非常災害対策に関わる担当者 (防火管理者)	生活相談員 松田 崇
--------------------------	------------

- ② 当施設では、非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報や連携体制を整備して、当施設の従業者に周知しています。
- ③ 当施設では、非常災害対策の一環として、下記により定期的に、または随時、避難、救出、その他必要な訓練を行います。

訓練名称	時期	訓練の概要
消防避難訓練(1回目)	7月頃	避難、救出、通報、消火等(日中想定)
消防避難訓練(2回目)	10月頃	通報、連絡、消火等(夜間想定)
自然災害想定訓練	7月頃	地震・駒ヶ岳噴火想定
防犯訓練	2月頃	不審者の侵入を想定

※各訓練によっては、所轄消防署等関係機関が立ち合いする場合があります。

※訓練内容によっては、入居者等も参加する場合があります。

※当施設の都合や状況に応じて実施時期を変更する場合があります。

11) 身体拘束等の原則禁止

① 当施設では、原則として身体拘束等を禁止し、身体拘束のない施設を目指しています。ただし、入居者又は他人の生命・身体に対して危険(自傷他害等)がおよぶことが考えられるときで、緊急やむを得ない措置として、入所者及びその家族に対して、説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲で行うことがあります。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、入居者又は他人の生命・身体に危険がおよぶことが考えられる場合に限りです。
非代替性	身体拘束以外に、入居者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
一時性	入居者又は他人の生命・身体に対して危険がおよぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

② 身体拘束等を行う場合の手続きについて

当施設では、「虐待防止・身体拘束廃止委員会」を設置しています。当該委員会は、おおむね1年に4度開催し、身体拘束等の実施の有無、経過報告、改善策等を検討・決定いたします。

12) 虐待防止に関する事項

当法人は、入居者の人権擁護・虐待の防止等のため、必要な措置を講じています。

① 虐待防止に関する責任者を選定してしています。

虐待防止に関する責任者	木村 基泰
-------------	-------

② 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

虐待防止研修	従業者の入職時、また年1回以上の研修を実施。
--------	------------------------

④ 従業者が支援に当たったの悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者の権利養護に取り組める環境の整備に努めます。

⑤ サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

13) その他の重要事項

(1) 秘密の保持(個人情報保護)について

① 入居者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。

事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

【2】事故発生時の対応

1) 事故防止策・事故発生時の対応

当施設では、事故を未然に防止するために事故発生防止のための指針(マニュアル)を整備しています。また事故発生防止のための委員会を開催し、従業者に対する研修を定期的に行っています。

なお、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行います。

2) 損害賠償責任保険の加入

当施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合のために損害賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	身体 50,000(千円) 財物 5,000(千円)

【3】サービス内容に関する相談・苦情(苦情処理の体制等)

入居者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する入居者の相談(要望等)、苦情に対して、迅速に対応します。

1) 当施設の相談・苦情窓口

① 受付時間: 月曜日～金曜日(9:00～18:00)

② 責任者

職種	担当者
総合施設長	益 息吹

③ 担当者

職種	担当者	電話番号	ファックス番号
生活相談員	松田 崇	01374-5-2555	01374-5-2800

④ 第三者委員

青雲の森評議員	小野孝良
前青雲の森評議員	菊地セツ

2) 当施設の苦情処理の体制及び手順

① 当施設の窓口で受けた相談や苦情については、受付した担当者が、主訴を確認し記録します。その場で対応可能な内容であっても、必ず責任者に報告し、対応内容を決定し、入所者に伝達します。

② 上記①で対応しきれない内容については、当施設で会議等を行い、対応内容を決定します。また、必要に応じて弁護士等に相談して決定する場合があります。

3) その他の窓口

① 市町村等における苦情解決体制・窓口

森町役場	保健福祉課 介護保険係	電話番号
茅部郡森町字御幸町144-1		01374-7-1085

② 北海道国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

北海道国民健康保険団体連合会	電話番号
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館1階	011-231-5175

③ その他の公的団体の窓口

北海道福祉サービス運営適正化委員会	電話番号
札幌市中央区北2条西7丁目1番地	011-204-6310

【4】重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の内容について、次の者が説明を行いました。

説明年月日	令和 年 月 日	
事業者	法人名	社会福祉法人 青雲の森
	法人所在地	北海道茅部郡森町字駒ヶ岳352番
	代表者氏名	理事長 益 幸代
	施設の名称	ケアハウス青雲の森
	説明者氏名	

この重要事項説明書の内容を上記事業者から説明を受け、その内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

入所者（入所申込者）等	入所者	氏名	
	代筆者氏名等		続柄()
	代理人	氏名	
		住所	

【5】緊急連絡先

1) 家族等の緊急連絡先

緊急連絡先①			
氏名	続柄()		
住所			
電話番号		携帯電話	
備考勤務先等			

緊急連絡先②			
	続柄()		
住所			
電話番号		携帯電話	
備考勤務先等			

2) かかりつけ医の連絡先

医療機関	医療機関名称、(診療科名・担当医等)
電話番号	